

富山市子ども読書活動推進計画(第五次)

令和7年3月

富山市教育委員会

目 次

第1章 富山市子ども読書活動推進計画(第五次)策定にあたって	1
--------------------------------	---

第2章 基本的方針

1 基本的な考え方	2
2 具体的施策・取組の体系	3
3 子ども読書活動推進関係機関ネットワーク図	4

第3章 子どもの読書活動の推進のための具体的施策

基本方針1 全ての子どもたちの読む喜びを育む取組の推進

1 読書習慣の形成	5
2 多様な子どもたちの読書機会の確保	5
3 デジタル社会に対応した読書環境の整備	5
4 子どもの視点に立った読書活動の推進	5

基本方針2 家庭・地域、図書館、学校を通じた社会全体での取組の推進

○共通事項	6
-------	---

第1節 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

1 家庭における子どもの読書活動の推進	8
2 幼稚園・保育所・認定こども園などにおける子どもの読書活動の推進	9
3 児童館における子どもの読書活動の推進	10
4 子育て支援センターにおける子どもの読書活動の推進	11
5 保健福祉センターにおける子どもの読書活動の推進	11

第2節 図書館における子どもの読書活動の推進

1 読書環境の整備	13
2 児童サービスの展開	15
3 関係機関の連携と協力	17
4 ボランティア団体との協働	19

第3節 学校における子どもの読書活動の推進

1 読書指導の充実と読書習慣の形成	20
2 学校図書館の環境整備	23
3 司書教諭・学校司書などの配置	24
4 関係機関との連携	26

〔 資料編 〕

富山市子ども読書活動推進における現況調査	27
参考 国・県・富山市の子ども読書活動推進計画に関する動き	32
子どもの読書活動の推進に関する法律	33
富山市子ども読書活動推進計画(第五次)策定の経過	34
富山市子ども読書活動推進計画(第五次)懇話会 名簿	34

第1章 富山市子ども読書活動推進計画（第五次）策定にあたって

1 計画作成の趣旨

平成13年12月に、子どもの読書活動の推進に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務などを明らかにした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されて以降、全国で子どもの読書環境を整えるためのさまざまな取組が行われてきました。

本市においても、この法律及びこれに基づく国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」・県の「富山県子どもの読書活動推進計画」を受け、おおむね5年間にわたる施策・取組の基本的な方向性と方針を示した「富山市子ども読書活動推進計画」（第一次計画：平成16年、第二次計画：平成21年、第三次計画：平成27年、第四次計画：令和2年）を策定し、子どもの読書活動を推進しています。

今回、第四次計画が令和6年度で満了になること、また、子どもを取り巻く社会環境の変化に即した内容とするため、今後の施策・取組の方針を示す「富山市子ども読書活動推進計画（第五次）」を策定しました。

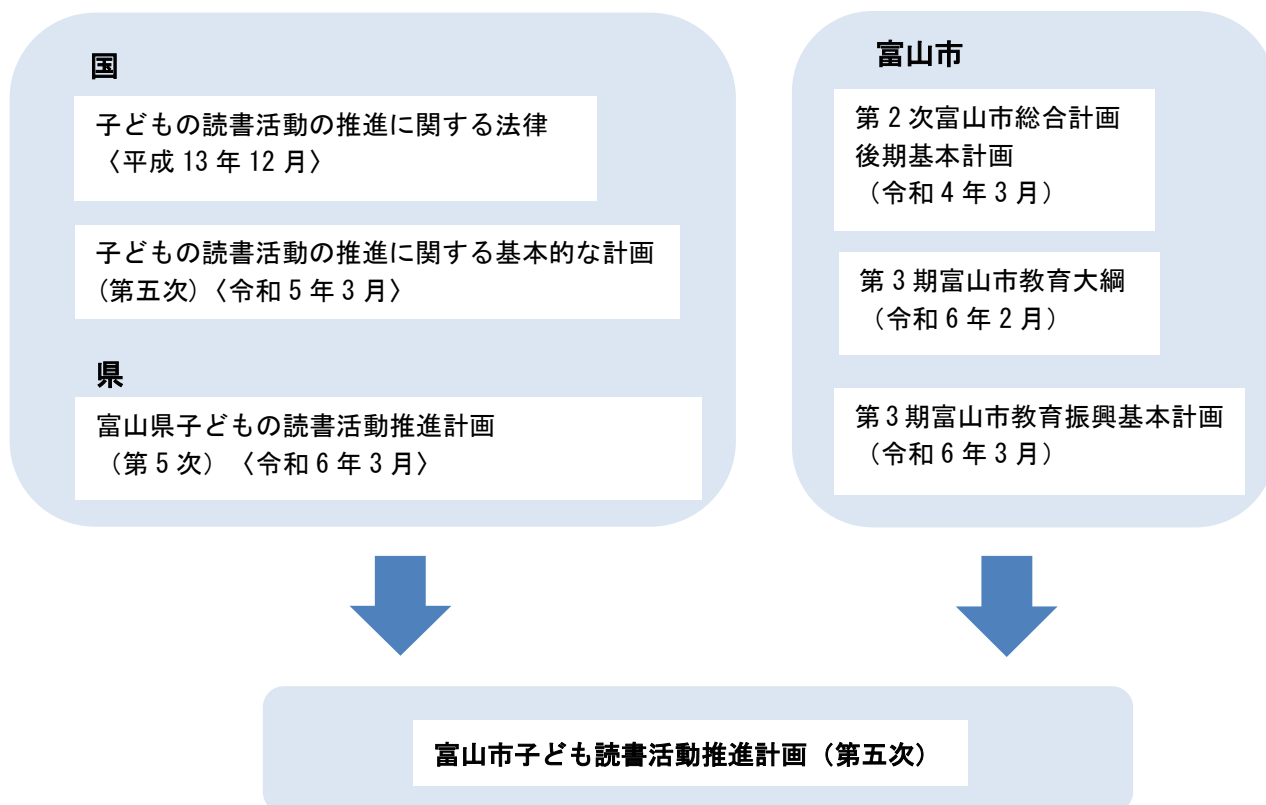
2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策・取組の方向性を示す計画としました。

また、「第3期富山市教育大綱」「第3期富山市教育振興基本計画」の個別分野とします。



第2章 基本の方針

1 基本的な考え方

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力など、生きていくための基礎的な能力を養い、多くの知識を身につけたり、多様な文化を理解したりします。また、自ら学ぶ楽しさや新たに知る喜びを体得し、更なる探求心や真理を求める態度を培います。

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成することができるよう、すべての市民が子どもの読書に関心と理解を深め、家庭・地域・学校などを通じた社会全体で子どもの自主的な読書活動を推進するにあたり、次の2つを基本方針として取り組みます。

1 全ての子どもたちの読む喜びを育む取組の推進

子どもの頃に、読むことの楽しさ、それによる充実感、満足感を得る体験をすることは、人生を通じて内面が充足した心豊かな生活を送るうえで重要とされています。

また、生涯にわたる学習意欲の向上やウェルビーイング (well-being) につながるとともに、将来、その体験を子どもたちと共有していきたいという動機にもなり、世代を越えた読書活動推進の循環が形成されることが期待されます。

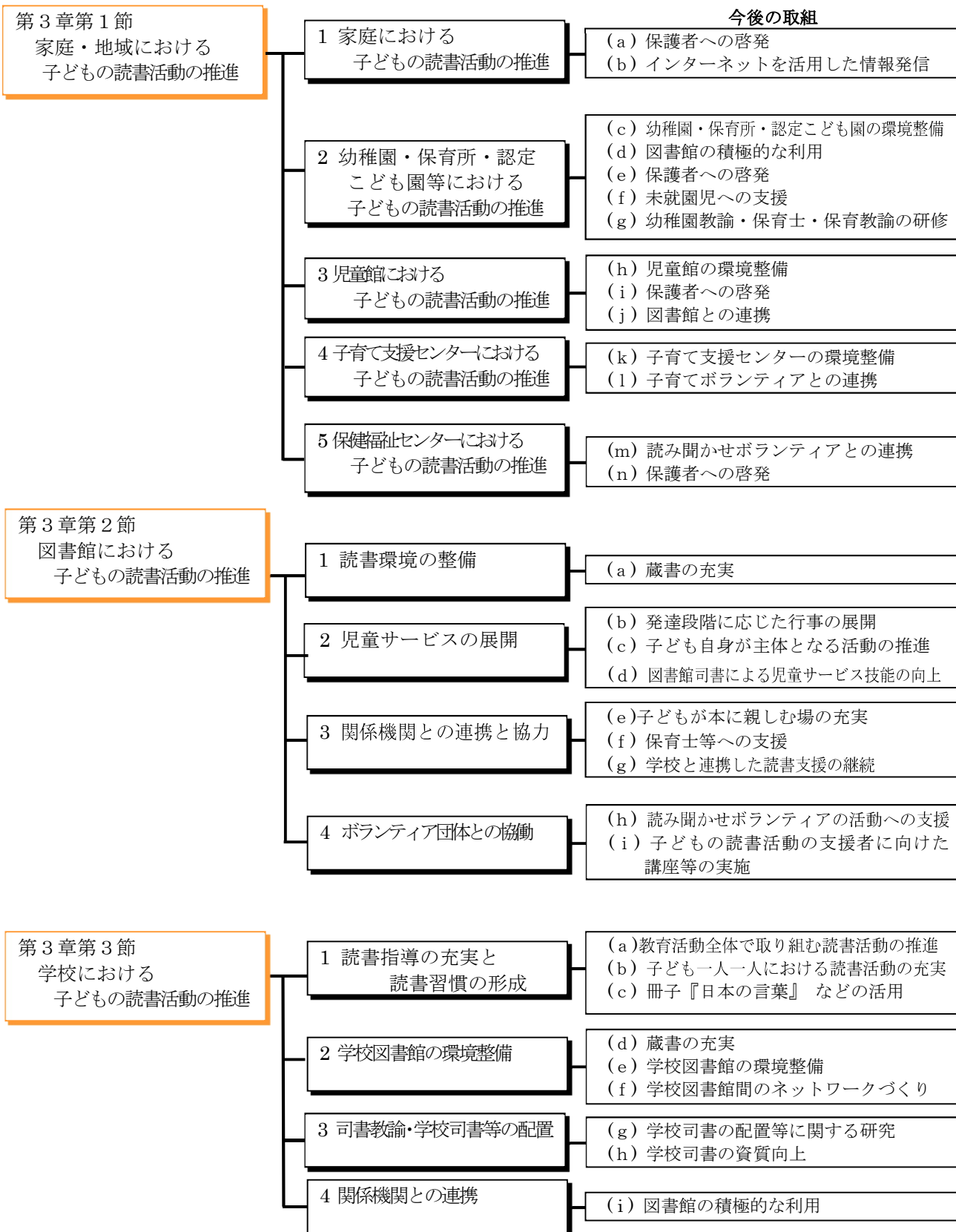
こうしたことから、全ての子どもたちを対象に読む喜びが育まれるよう、取組を推進します。

2 家庭・地域、図書館、学校を通じた社会全体での取組の推進

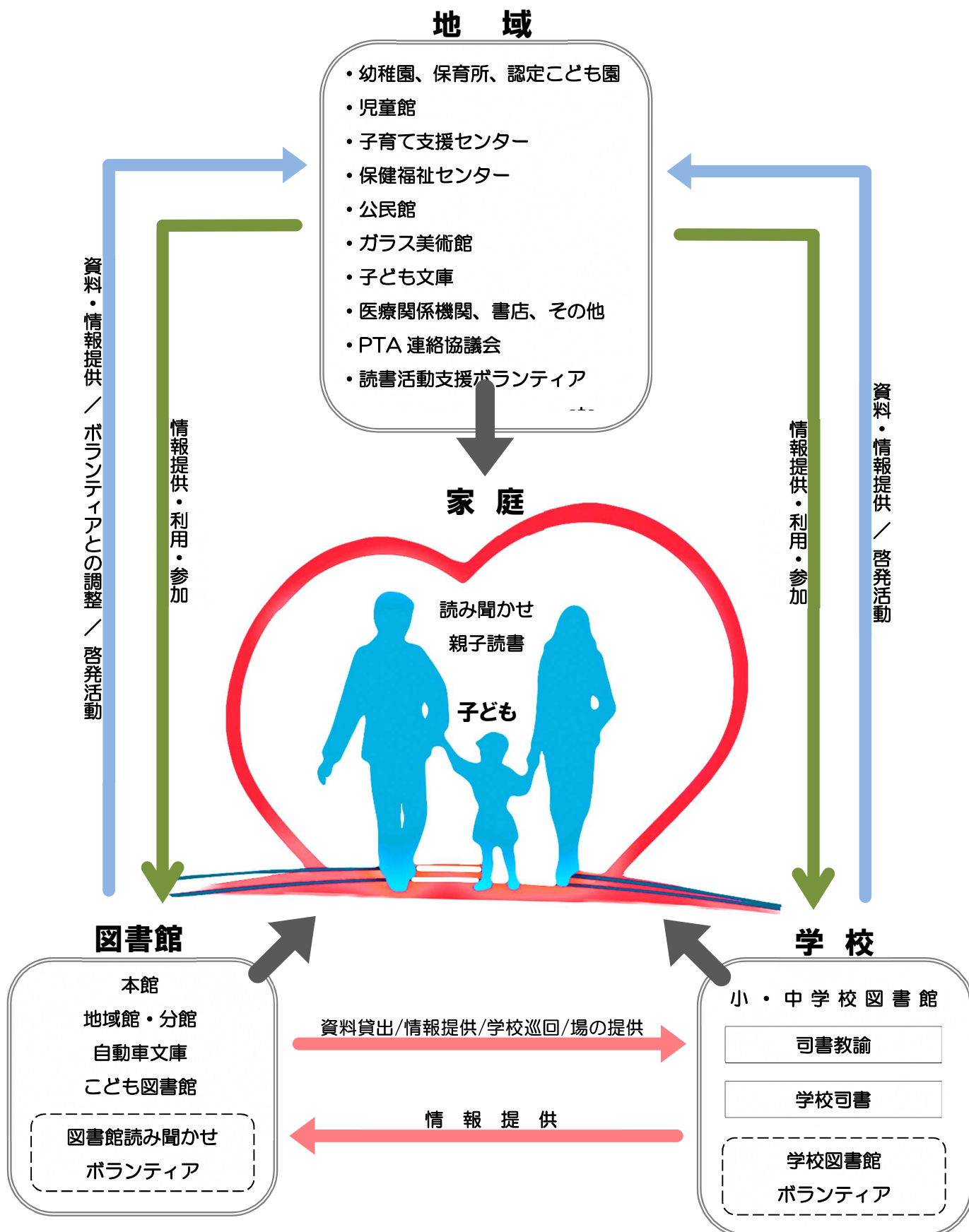
子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域、図書館、学校などが緊密に連携し、相互に協力することが必要です。子どもが読書習慣を身につけるまでは、子どもの興味や関心を尊重しながら、それぞれが担うべき役割を十分に果たし、また、読書習慣が身についた後も子どもの成長に従い読書活動ができるよう、社会全体で協力することが必要です。

このような観点から、家庭・地域、図書館、学校が相互に連携・協力して、子どもの自主的な読書活動の推進を図るよう必要な体制の整備に努めるとともに、各主体が重層的に取組を進めます。

2. 具体的施策・取組の体系



3. 子ども読書活動推進関係機関ネットワーク図



第3章 子どもの読書活動の推進のための具体的施策

基本方針1 全ての子どもたちの読む喜びを育む取組の推進

1 読書習慣の形成

1 か月に本を1冊も読まない子どもの割合（以下、「不読率」という。）について、国において、令和4年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とする目標が掲げられました。しかしながら、令和5年度の調査では、小学生7.0%、中学生13.1%、高校生45.3%となり、いずれの学校段階でも数値目標に及ばない結果となっています。

子どもの読書習慣の形成には、就学前の乳幼児期から本と触れ、親しむことが大切とされ、子どもの発達段階に応じた読み聞かせを推進することが必要です。

そして就学後は、読書に興味のない子どもも本に親しめるよう、読書への関心と理解を深めることが重要とされています。こうしたことから、学校における学校図書館に関するオリエンテーションや、講座・体験活動などとともに、図書館では、おすすめの本を紹介するブックリストの配布や、学級招待、学校訪問などを通して本や図書館の魅力を伝えるとともに、楽しく参加できる行事等に取り組みます。さらに、依然として高い割合にある高校生の不読率を改善するため、読書への関心を高めるよう、需要の高い書籍の提供や、SNSなどを活用した情報発信などについて研究します。

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

近年では、特別支援や日本語指導を必要とする子どもや相対的貧困にある子どもなど、多様な子どもたちを受容し、こうした子どもたちの読書機会を確保することが重要となっています。

また、障害の有無に関わらず、全ての人が文字・活字文化の恩恵を受けられることも求められています。令和元年に成立した「視覚障害者などの読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）」を踏まえ、視覚に障害のある児童生徒など多様な子どもが利用しやすい書籍を充実するとともに、読書環境の整備を進めます。

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

多様な子どもたちの読書機会の確保とともに、新型コロナウイルス感染拡大の際のような非常時にも図書などへの継続的なアクセスを可能とするために、電子書籍などの利用、学校図書館や図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）を研究していきます。

また、GIGA スクール構想の進展を踏まえ、一人一台端末から図書館の子どもホームページでの蔵書検索が手軽にできるようにし、併せてお勧めの本や参加できる行事などの紹介に努めます。

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

「子どもにとって最も良いことは何か。」を第一に考え、子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもが主体的に読書活動を行えるよう取り組むことが重要です。

一例として、図書館利用の際のアンケートや子ども対象の行事でのインタビューなど、様々な機会をとらえて子どもの意見を聴取し、取組への反映や、おすすめ本の紹介、或いは行事などにおける活躍の機会の提供など、子どもの視点に立った読書活動を推進します。

基本方針2 家庭・地域、図書館、学校を通じた社会全体での取組の推進

○共通事項

子どもの読書活動を推進しその効果を高めるためには、家庭・地域・学校が中心となり、社会全体が連携して取り組む必要があり、次の事項について、認識を共有することが重要です。

共通事項

1 連携・協力

2 人材育成

3 普及啓発

4 発達段階に応じた取組

5 子どもの読書への関心を高める取組

共通事項1 連携・協力

多様な子どもの読書活動には、様々な機関や市民の支援・連携・協力が不可欠です。学校図書館間、図書館間のみならず、学校図書館・図書館間の連携・協力体制を強化することは重要です。

また、地域において、活動人材の情報を共有するとともに、家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館に加え、公民館、児童館などがそれぞれの特性を活かし、効果的に連携・協力することが求められています。

共通事項2 人材育成

急速に変化するデジタル社会に対応してICTを効果的に活用することや、読書バリアフリー法などにに基づき、アクセシブルな書籍を整備することなど、多様な子どもたちの個別最適な読書環境を整える必要があります。このため、教師、保育士、学校司書、司書などに求められるスキルなども急速に変化し、複雑化していることから、様々なニーズに対応できるよう、研修などにより資質向上を図る必要があります。

共通事項3 普及啓発

「こどもの読書の日※¹」（4月23日）、「子ども読書週間」（4月23日～5月12日）「文字・活字文化の日」（10月27日）などにおいて、趣旨にふさわしい事業を引き続き実施していきます。

共通事項4 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。読書に関する発達段階ごとの特徴として、例えば、以下①～④のような傾向があるとされます。

※体系別の取組事例の詳細については、第1節から第3節で後述します。

※¹「こどもの読書の日」（4月23日）：国民の間に広く読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書を行うために、平成13年12月に制定されたもの。

①幼稚園・保育所の時期（おおむね 6 歳頃まで） 乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうことなどを通じて絵本や物語に興味を示すようになる。更に様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。
②小学生の時期（おおむね 6 歳から 12 歳まで） 小学校低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。 中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。 高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達かとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。
③中学生の時期（おおむね 12 歳から 15 歳まで） 多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。
④高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで） 読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

・以上、「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成 30 年 3 月）より抜粋

共通事項 5 子どもの読書への関心を高める取組

読書への関心を高める取組としては、乳幼児期も対象とする「読み聞かせ」や「おはなし会（ストーリーテリング）※²」のほか、協働的な活動として、子ども同士での本などの紹介や話し合いを行う「読書会」、「書評合戦」（ビブリオバトル※³）、「ペア読書※⁴」、「味見読書※⁵」、「まわし読み新聞」、ゲーム感覚で実施される「アニメーション※⁶」「本探しゲーム※⁷」などがあげられます。

また、子どもの視点に立った取組を実現する観点から、子どもが主体的に読書活動に取り組む図書委員などの活動を促すことも重要です。

さらに、既存の取組に多様な子どもたちが参加できるように工夫することや、ICT を効果的に活用することも重要です。

※² ストーリーテリング：語り・素話ともいわれるもので、物語を本を遣わずに語り聞かせる手法。自分で文字を読んで味わうことに慣れていない子どもには、自ら進んで行う読書の導入となる。

※³ ビブリオバトル：発表者が読んで面白いと思った本を一人 5 分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を 2～3 分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。

※⁴ ペア読書：二人で読書を行う取り組みであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動。

※⁵ 味見読書：グループになり、3～5 分間と決められた時間で順番に 5～10 冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

※⁶ アニメーション：子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に本を読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

※⁷ 本探しゲーム：お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組。ゲーム感覚で楽しみながら、思い掛けない本と出会うことができる。

第1節 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭の役割

子どもの自主的な読書習慣の基盤は第一に家庭であり、乳幼児期に親子で絵本に親しむ環境づくりは極めて大切です。

子どもの読書活動を促す最も有効な手立ては、乳幼児期における本との出会いにあります。子どもにとって家族のぬくもりを感じながら本に接するひときは、心を豊かにする貴重な時間となります。子どもたちが育ってゆくそれぞれの段階で、心の中に楽しい本の世界を体験することは、情操を育み人として生きていく上で大切な根を養うものです。読書が日常生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう保護者が積極的に関わっていく必要があります。

現状と課題

読書は、子どもの健全な人格形成にとって大切とされています。小さい頃から読書習慣を持ち、読書の楽しみを知っていれば、中・高校生の頃に、再び読書に親しむように働きかけることも容易です。

このため、図書館での親子参加のおはなし会や保育園での子育て支援活動、幼稚園・学校のたよりや講演会、保健福祉センターのベビーフェスティバル※⁸などでは、保護者に読書への理解を啓発してきました。

また、富山市 PTA 連絡協議会「良書をすすめる会」では、小学生(低・中・高学年)や中学生に推薦する図書を紹介するリーフレットを作成して小・中学生に配布し、その本を読むことができるように図書館で展示しています。同会では、作家などによる講演会の開催や、地元新聞に推薦する図書の連載記事の掲載も行っています。

このような取組を進めていますが、読書時間に関する調査などから、読書が子どもの生活の中に継続的に位置づけられるものとなるためには、まだ十分ではないと考えられます。近年では、情報通信手段の発達が子どもの読書環境に与える影響も全国的に指摘されています。

こうしたことから、子どもの読書活動を推進するために、家庭・地域、図書館、学校が相互に連携・協力を図り、社会全体で読書に対する理解を高めることが必要と言えます。

今後の取組

(a) 保護者への啓発

未就学児を持つ保護者に向けて家庭での読書活動の大切さを知ってもらうために、保健福祉センターで開催している「仲間づくりの赤ちゃん教室」や「乳幼児健康相談会」において、絵本の読み聞かせを実施するとともに、図書館で作成した乳幼児向け絵本を紹介するリーフレットや図書館の利用案内を配布します。図書館では、乳幼児向けに絵本の読み聞かせを行うおはなし会を充実させます。

※⁸ ベビーフェスティバル：乳幼児を育てる母親や家族に対して子どもが健やかに育つ環境作りの一環として実施されるイベント

(b) インターネットを活用した情報発信

子どもたちが図書に関する情報をパソコンやスマートフォンなどを使って、いつでもどこでも気軽に調べることができるよう、図書館のホームページにある子ども向けのページを充実します。

また、親子で一緒に楽しむことのできる図書館でのイベント情報なども、随時ホームページや Facebook などに掲載して周知を図ります。

2 幼稚園・保育所・認定こども園等における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育所・認定こども園の役割※9

園では、絵本や物語などに親しむ中で、子どもが一人で想像を巡らせて楽しんだり、保育者や友達と同じ世界を共有して楽しんだりする体験を大切にしています。

また、地域の子育て支援活動の中で、絵本の読み聞かせを推進するとともに、保護者に対しては、日頃の生活の中で絵本の読み聞かせや昔話を語り継ぐ機会を持つことなどの意義や大切さを理解してもらうよう、広く啓発活動を行っています。

現状と課題

園では、絵本コーナーを設置したり、図書館司書・ボランティアの協力のもとで読み聞かせをしたりして、子どもが絵本に親しめるような環境づくりに取り組んでいます。家庭においても、絵本や物語などを読み聞かせることが子どもの心や感性の育ちにつながることを、保護者に広く啓発していくことが必要です。

今後の取組

(c) 幼稚園・保育所・認定こども園※9の環境整備

子どもが興味を持って自らまたは親子で図書を手に取れるよう、絵本コーナーの工夫と子どもの発達に即した様々な図書(絵本や物語、写真集など)を選定・充実させていくことに努めます。

(d) 図書館の積極的な利用

多くの図書に触れるために、身近な図書館(本館・地域館・分館・自動車文庫)を定期的に利用していきます。

(e) 保護者への啓発

子どもの興味に即した図書を紹介し家庭への貸出を行うことで、絵本を通して親子の触れあいの場が定着するよう努めます。また、絵本を通じての子どもの育ちの紹介や、子育て支援活動での読み聞かせの実施により、保護者に読み聞かせの意義や大切さを広く啓発していきます。

※9 認定こども園：平成24年8月、子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」「認定子ども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)に基づく制度が可決成立、公布され「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格施行されたことにより、新たに幼児期の学校教育・保育を行う施設として位置づけられた施設。

(f) 未就園児への支援

親子サークルの開催時などの機会を捉えて、未就園児と保護者に絵本の楽しさや大切さを伝えるように努めます。

(g) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭^{※10}の研修

幼稚園教諭や保育士・保育教諭が、子どもの発達段階や興味・関心にふさわしい図書の選定ができるよう、また、読み聞かせの技術向上や子どもの読書活動に関する情報が得られるように研修の機会を設けます。

3 児童館における子どもの読書活動の推進

児童館の役割

児童館は、18歳未満のすべての子どもたちに健全な遊びの提供やその健康の増進、情操を豊かにすることを目的とした施設です。児童館の図書室(学習室)では、絵本などの児童図書を活用した様々な活動が行われています。中でも保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話の会などの活動は、図書館における諸活動と同様に子どもが読書に親しむ契機となっているため、これらの活動が一層推進されるよう促していきます。

現状と課題

児童館（市内13館）では環境整備を行い、親子が安らぎ、落ち着いて絵本を見ることができるとコーナーを設けたり、新刊や推薦絵本を子どもの目に付きやすいような場所に置いたりして工夫しています。

これからも、子どもが自ら絵本や物語などに親しみ、興味・関心をもつ契機となるよう読み聞かせの一層の充実を図る努力が必要となります。

今後の取組

(h) 児童館の環境整備

子どもたちの読書への意欲を高めるために、興味や関心のある物語・絵本・図鑑などの充実に努め、必要に応じて展示コーナーを設置したり、物語の内容紹介をしたポスターなど掲示物の工夫をします。

(i) 保護者への啓発

親子で読書への興味・関心が高まるようにボランティアの協力も得ながら、お話作り・絵本作りなどの活動内容を工夫します。

(j) 図書館との連携

サークル活動で図書館へ出かけて読み聞かせを楽しむ機会を増やします。また、職員も図書館司書の協力を得ながら読み聞かせの技能を高めていきます。

^{※10} 保育教諭：認定子ども園に勤務し、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の免許と資格の両方を有している職員。

4 子育て支援センターにおける子どもの読書活動の推進

子育て支援センターの役割

子育て支援センターは、子育て親子に交流の場を提供し、親同士、子ども同士の交流を促進するとともに、子育てに関する相談や援助を行い親の子育て不安や孤立感の軽減に努めています。

また、地域の子育て関連情報の提供や、子育て及び子育て支援に関する講習なども行っています。

子育て支援センターを利用する親子が、安心して過ごせるような環境を整え、読書に親しむ習慣が形成されるよう、年齢や成長・発達に応じた絵本を選定し、読み聞かせや助言を行っています。

現状と課題

16ヶ所の子育て支援センターでは、ひろば内に乳幼児用の絵本コーナーを配置し、気軽に親子が本に親しめる環境づくりに努めるとともに、SNS や子育てアプリに頼る親が増加する現状が見受けられることから、親子の関わりの大切さについても伝えています。また、地域の子育てボランティアなどによる絵本の読み聞かせも行い、地域の方々との交流促進にも努めています。これからも、これらの行事を継続し、読み聞かせの大切さを啓発していく必要があります。

今後の取組

(k) 子育て支援センターの環境整備

子育て支援センターを訪れる親子がより身近に、より深く本に親しめる環境づくりに努めるとともに、情報や資料の提供に工夫します。

(l) 子育てボランティアとの連携

地域の子育てボランティアによる読み聞かせを継続し、親子に絵本の楽しさを伝えます。

5 保健福祉センターにおける子どもの読書活動の推進

保健福祉センターの役割

保健福祉センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。すべての妊産婦が安心して妊娠・出産・子育てができるようにサポートしています。母子健康手帳交付に始まり、乳幼児健康診査や乳幼児を対象とした育児教室・乳幼児健康相談などを実施することで、母子の愛着形成や健やかな子の発育・発達を促すとともに、関連機関やボランティアなど地域の子育てサポーターと連携して地域で子どもが健やかに育つように支援しています。

現状と課題

保健福祉センターでは、健診会場に絵本コーナーを設置して、健診・教室などで絵本に触れる機会を提供しています。また、保健推進員が実施する「仲間づくりの赤ちゃん教室※¹¹」や「ベ

※¹¹ 仲間づくりの赤ちゃん教室：母親同士がふれあいを通して、子育てを楽しむことや地域における育児グループの育成を推進することを目的として各地区で開催しているもの。

ビーフェスティバル」において、図書館司書や地域ボランティアによる読み聞かせを実施しています。

これからも、関連機関と連携しながら、乳幼児期における絵本とその大切さについて啓発していく必要があります。

今後の取組

(m) 読み聞かせボランティアとの連携

乳幼児と母親にボランティアによる読み聞かせを行い、母子に絵本の楽しさを伝えます。

(n) 保護者への啓発

「乳幼児健康相談※¹²」やベビーフェスティバルにおいて、図書館や地域ボランティアと連携しながら、乳幼児期の絵本の大切さについて、保護者に啓発していきます。

※¹² 乳幼児健康相談会：乳幼児及びその保護者に対して適切な育児相談を実施し、心身の健康を増進するもの。

第2節 図書館における子どもの読書活動の推進

重点施策

子ども及び子どもの読書活動を支援する方々へのサービスの充実

公立図書館の役割

子どもにとって図書館は、たくさんある本の中から読みたい本を主体的に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所です。また、自ら必要な情報を収集し、知的欲求を満足させ、情報活用能力の基礎をつくる場所です。

保護者や保育士・教諭・ボランティア・子ども文庫関係者など、子どもの読書活動を支援する方々にとって、図書館は必要な情報を収集し、子どもの読書について図書館司書に相談できる場所です。

図書館は、関係機関と連携し、地域における子どもの読書活動推進の相談・支援の中心機関としての役割を持ちます。

1 読書環境の整備

現状と課題

◎現状

(1) 全域サービス

図書館は、本館を中心に地域館(6館)と分館(16館)、とやま駅南図書館・こども図書館、自動車文庫(2台)が一体となり、全域サービスを行っています。

ア. 本館

中心市街地に立地する施設として、ガラス美術館などと連携しながらさまざまな行事を行い、読書普及及び図書館の利用促進を図るとともに、にぎわいの拠点となるよう努めています。

また、本館は、富山市立図書館全館の運営を統括し、本市の子ども読書活動を推進する中心的な役割を担っています。

イ. こども図書館

平成25年に、CiCビル4階に開館したこども図書館では、駅前という立地を活かし、市内外の子どもやその保護者の利用促進に努めています。児童書に加え、マンガやボードゲームコーナーなどを設置し、親子で楽しめるおはなし会を行っています。

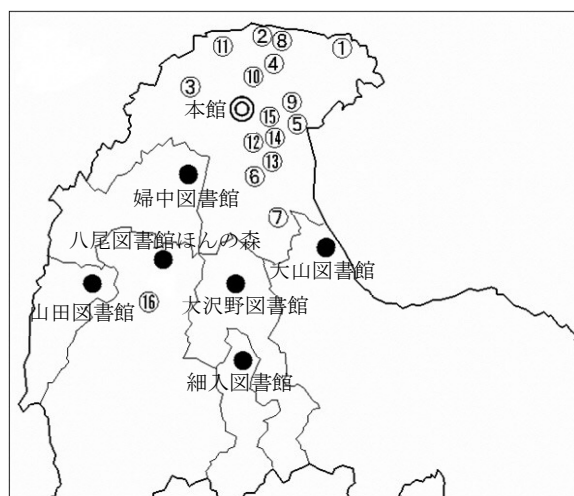
また、併設する子育て支援センターや中央児童館と連携しながら、子育てに関する情報を提供し、親子の読書活動の普及及び推進に努めています。

ウ. 地域館・分館・自動車文庫

山田図書館、細入図書館、岩瀬分館では、学校図書館と公共図書館の両機能を備えた図書館として、実情に応じたサービスを展開しています。

他の地域館、分館、自動車文庫では、地域の子どもたちに密着した、きめ細やかなサービスを行っています。

《富山市立図書館施設配置図》



(分館)

- | | |
|--------|---------|
| ①水橋分館 | ⑩奥田北分館 |
| ②岩瀬分館 | ⑪四方分館 |
| ③呉羽分館 | ⑫堀川分館 |
| ④豊田分館 | ⑬堀川南分館 |
| ⑤藤ノ木分館 | ⑭山室分館 |
| ⑥蜷川分館 | ⑮東部分館 |
| ⑦月岡分館 | ⑯八尾東町分館 |
| ⑧大広田分館 | |
| ⑨新庄分館 | |

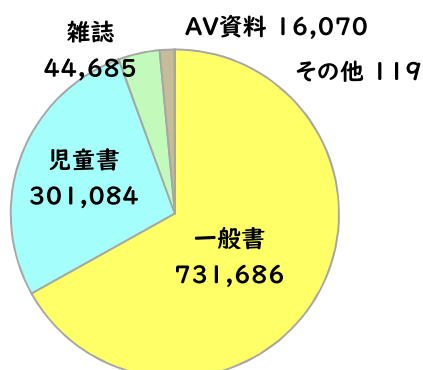
※この他に、富山駅前の CiC ビル 4 階に、とやま駅南図書館・こども図書館があります。

(2)資料の充実

図書館では、約 103 万冊を所蔵し、そのうち児童図書は約 30 万冊で全体の約 30%を占めています。子どもが主体的に本を選び読書を楽しむためには、十分な蔵書が必要であり、地域における子どもの読書活動の情報発信基地として幅広い資料の収集に努めています。さらに、障害がある子どもへのサービスとして、大活字本や LL ブック※13をそろえるとともに、子どもの読書活動を支援する方々へのサービスとして、図書・雑誌など多様な資料を充実させ提供しています。

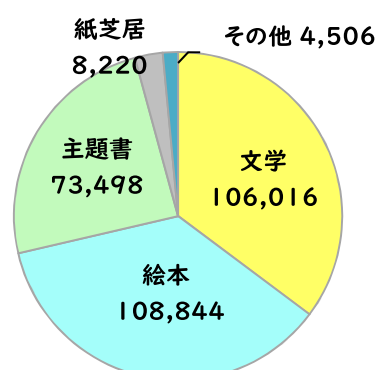
《富山市立図書館蔵書構成》

(令和 5 年度)



《富山市立図書館所蔵児童書内訳》

(令和 5 年度)



(単位：図書・雑誌は冊、AV 資料は点)

※13 LL ブック：文字を読んだり、本の内容を理解したりすることが苦手な人がやさしく読めるよう、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラム等を用いて内容が分かりやすく書かれている本。LL とは、スウェーデン語の Lättläst(レットラスト)の略で、“やさしくてわかりやすい”という意味。

◎課題

児童書の蔵書数は、301,084冊で子ども1人あたり6.5冊^{※14}です。（令和5年4月調査）

調べ学習などの資料は、最新の情報や社会の情勢に合わせたものに更新していく必要があります。また、長い間、読み継がれて消耗が激しい資料なども、継続して利用ができるよう更新していくことが求められています。

全ての子どもが主体的に本を選び読書を楽しむためには、さらに幅広い分野の蔵書が必要です。

今後の取組

(a) 蔵書の充実

今後も引き続き、幅広い資料の収集・更新を行っていきます。また、障害がある子どもが読書に親しむことができるように、大活字本やLLブックの収集に努めます。さらに、外国語で書かれた資料を収集し、外国語に親しみ、国際的な視野を育むとともに、多様な言語や文化を持つ子どもたちも読書に親しむことができるように努めます。

2 児童サービスの展開

現状と課題

◎現状

(1)集会・行事

ア．おはなし会

乳幼児から小学生まで、発達段階に応じた行事を実施し、子どもたちとその保護者に対する啓発に努めています。

イ．ワークショップ

クラフト作家や絵本作家を講師に迎えたワークショップを開催して来館のきっかけをつくとともに、親子で本や図書館に親しめる行事を企画しています。

ウ．その他の行事

児童文学作家の講演会や原画展、朗読会、昔話の語りの会など、子どものみならず、子どもの読書活動を支援する大人までを対象にした各種行事を実施しています。

(2)啓発・広報活動

ア．「子ども読書の日」を中心とした啓発活動

「子ども読書の日」を中心に、幼児向けの行事である「おはなしワールド」を開催し、おはなしの楽しさを伝えています。一般利用者だけでなく近隣の幼稚園・保育所・認定こども園などの園児を招待し、関係機関との連携を図っています。

^{※14} 子どもの人口は、46,194人（令和5年9月末住民基本台帳人口による富山市の0歳～15歳人口の総計）とした。

イ. 子どもにすすめたい図書の普及

① 展示会の開催

話題になっている事柄や季節に合わせた展示を全ての館で定期的に行い、さまざまな資料に興味を持ってもらえるように工夫しています。

また、富山市 PTA 連絡協議会「良書をすすめる会^{※15}」との協働による「親子で読みたい本の展示会」を開催し、図書や会場の提供を行っています。

② ブックリストの発行

前年に出版された児童図書の中から優れた作品を紹介する対象別ブックリスト「ビーだま」を作成し、小・中学校や図書館窓口に配布しています。（「えほん版」「小学校 1・2 年生版」「小学校 3・4 年生版」「小学校 5・6 年生版」「中学生版」）図書館だより「こども版」としょかんだより「わくわく本だな」を小学校や図書館窓口に毎月配布し、新着図書の情報提供を行っています。

ウ. 子ども向けホームページ

図書館の子ども向けホームページでは、資料検索のほか、図書館の仕事や統計を分かりやすく紹介しています。また、ブックリストやたより、様々なテーマに沿った資料や関連情報を紹介する子ども向けパスファインダー^{※16}を作成して公開しています。

エ. 「子ども司書養成講座」の実施

平成 29 年度より「子ども司書養成講座」を継続的に実施しています。図書館の仕事を体験し、家族や友人など身近な人に本の魅力を伝える「子ども司書」を養成しています。

オ. 読書手帳の配布

平成 30 年度より読書履歴や感想などを記録できる「読書手帳」を配布し、子どもへの読書推進、図書館利用促進を図っています。

◎課題

本館は、地域における子どもの読書活動推進の相談・支援の中心的な役割を担う施設として、こども図書館は、子育て支援の拠点施設としての役割も担い、子どもが読書や本に親しむための場や機会を提供することが求められています。

読書への関心を高めるために、友人同士で本を薦め合うなど、子ども自身が主体となった読書活動の機会を充実させていくことも重要です。

また、子どもたちが読書に親しむようになるために図書館司書には子どもと本を繋ぐ役割があり、専門職として知識や技術、経験を深めることも必要不可欠です。

今後の取組

(b) 発達段階に応じた行事の展開

本館及びこども図書館において、立地や設備の特色を生かし、乳幼児から小中高生まで、発達段階に応じた図書館見学・集会・行事をより充実させます。

※¹⁵ 良書をすすめる会：富山市教育委員会生涯学習課が富山市 PTA 連絡協議会に活動を委託し、読書普及活動を推進することを目的として作られたもの。

※¹⁶ パスファインダー：あるテーマについて調べるために、手順や役立つ資料を紹介したもの。

(c) 子ども自身が主体となる活動の推進

子ども司書やビブリオバトルなど、子ども自身が主体となる読書活動の充実を図り、地域や学校で読書の楽しさを伝えられる子どもの育成に努めます。

(d) 図書館司書による児童サービス技能の向上

司書職員の資質や技能の向上を図るため、研修を一層充実します。県内外で行われる研修に積極的に参加し、児童サービス技能の専門性を高めるよう努めます。

3. 関係機関との連携と協力

現状と課題

◎現状

(1)地域との連携

- ア. 園児を図書館に招待し、本の読み聞かせや本の貸出を行っています。
- イ. 自動車文庫による幼稚園・保育所・認定こども園などへの定期巡回を行い、本の貸出を行っています。
- ウ. 放課後児童クラブや放課後デイサービスへ団体貸出を行っています。
- エ. 保育所が開催する親子サークルへ要請に応じて図書館司書を派遣し、絵本の紹介や読み聞かせなどを行っています。
- オ. 読み聞かせボランティアが、定期的に地域の幼稚園・保育所・認定こども園などを訪問し、絵本の読み聞かせやおはなし会などを行っています。
- カ. 保健福祉センターで開催している、仲間づくりの赤ちゃん教室及び各種行事へ要請に応じて図書館司書を派遣し、絵本を通して親子がふれあう楽しさを伝えています。
- キ. 地域で活動している子ども文庫に対し、本の貸出を行っています。
- ク. 要請に応じて各地域で開催する「市役所出前講座」※17では、絵本の楽しさを伝えるために図書館司書が地域に出かけ、保護者への啓発と乳幼児への読み聞かせなどを行っています。
- ケ. 「良書をすすめる会」が主催する定期勉強会に、会場、情報、資料を提供するなど協力しています。また、協働で展示会や講演会を開催しています。
- コ. 本館では併設するガラス美術館と連携し、市内及び滑川市・上市町・立山町・舟橋村（富山広域連携中枢都市圏）の小学校4年生を招いた見学プログラムを行っています。

(2)学校及び学校図書館との連携

- ア. 自動車文庫による学校への定期巡回を行い、児童及び教職員に本の貸出を行っています。
- イ. 学級招待では、小学校2年生を最寄りの図書館に招き、図書館の利用の仕方や本の楽しさを体験してもらうことで、読書への意欲の喚起を図っています。
- ウ. 学校訪問では、小学校1・2年生を対象に図書館司書が学校に出向き、おはなしや本の紹介を行い、学級招待と関連づけながら継続的な読書普及活動を実施しています。
- エ. 体験学習「社会に学ぶ14歳の挑戦」を積極的に受け入れています。図書館活動を理解する

※17 市役所出前講座：市の職員が地域に出向き、行政情報等を提供しながら、市制への理解を深めると共に、これからのまちづくりを考えるもの。図書館では「絵本を楽しむ」、「図書館活用入門!」というテーマで講座を行っている。

ためのカリキュラムを組み、図書館の様々な業務を体験してもらいながら、生き方や働くことの意義を考える機会となるよう工夫しています。

オ. 学校司書には、学校でのレファレンス・サービスに関する相談を受け、資料の貸出や情報提供などの支援を行っています。また、各図書館で互いの情報を交換しています。そのほか、学校司書が公共図書館の使い方を知る一助として、図書館司書が講師となって研修を行ったり、図書館の資料を学校図書館に譲渡して有効利用を図っています。

カ. 図書館見学を希望する学校に対して、図書館のしくみや本の楽しさを体験してもらえるよう学年に応じたプログラムを作成して、受け入れしています。

キ. 特別支援学校へは、自動車文庫が月 1 回巡回し、本の貸出を行っています。また、希望する特別支援学校に対して、図書館の仕事や本の楽しさを体験してもらえるよう相談しながらプログラムを作成し、図書館見学を受け入れしています。

◎課題

豊富な蔵書を生かし、子どもの発達段階や興味・関心に合わせたプログラムの実施や、幼稚園・保育所・認定こども園などや学校の蔵書を補うような多様な資料の貸出が求められています。また、一人で本を読むようになる小学校低学年の子どもには、絵本から物語などへの橋渡しを図書館司書や学校司書が行うことが、生涯にわたる読書習慣の形成において重要です。

幼稚園・保育所・認定こども園などや学校からは、図書館司書としての専門知識を生かした助言や、読み聞かせの技能を高められるような研修の場がほしいという要望もあります。また、学習支援に必要な資料の収集や有効的活用のため、図書館と学校との情報交換が一層必要となっています。

今後の取組

(e) 子どもが本に親しむ場の充実

幼稚園・保育所・認定こども園などの園児及び小中学校や特別支援学校などの児童を積極的に受け入れ、年齢に応じた読み聞かせや図書館の利用指導を行います。また、発達段階及び興味や関心に合わせた本を選べるよう図書館司書が支援を行います。

(f) 保育士等への支援

保育士などが読み聞かせの技能を高められるよう、研修の機会を提供します。また、本や読み聞かせについての相談がしやすい環境を整えます。

(g) 学校と連携した読書支援の継続

学校訪問及び学級招待、自動車文庫巡回の機会を生かし、絵本から読み物に移行する時期の子どもに適した本を図書館司書が紹介します。また、図書館と学校が連携し、情報交換、情報共有ができる機会を設けます。

4 ボランティア団体との協働

現状と課題

◎現状

子どもたちに対する図書館サービスを行うことを目的に、平成 15 年から「読み聞かせボランティア養成講座」を開講し、修了生を中心としたグループ「富山市立図書館よみきかせの会」が現在も活動を継続しています。

子どもの読書活動を支援するボランティアグループは他に 4 団体あり、現在 5 団体 87 名が図書館と連携して活動しています。

平成 27 年に本館が移転開館してからは、ボランティア活動の講師を迎え、手遊びやわらべ歌、ストーリーテリングについての講演会などを年に数回実施しています。ボランティアとして活動する方へ研修の場を提供するとともに、市民が子どもの読書活動に興味を持つきっかけづくりを行っています。

◎課題

読み聞かせボランティアの活動へのニーズは、各段に高まっています。また、子どもの読書活動の支援者がますます必要になっています。

図書館には地域で子どもの読書活動の支援者の総合窓口として、ボランティアとして意欲的に活動する方や子どもの本に関心を持つ方への情報提供が求められています。

今後の取組

(h) 読み聞かせボランティアの活動への支援

読み聞かせボランティアを養成する講座を継続して実施します。また、各ボランティアグループや個人で活動を行っている方の自主的な研修を支援します。

(i) 子どもの読書活動の支援者に向けた講座等の実施

大人向けの語りの会や、おはなし会で活用できる手遊びやわらべ歌の講座、語ることの意義を伝える講演会などを引き続き実施します。

第3節 学校における子どもの読書活動の推進

重点施策

読書指導の充実と読書習慣の形成

小・中学校の役割

学校は、従来から国語科などの各教科などにおける学習活動を通じて、読書活動を行ってきており、子どもの読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っています。

平成19年6月に改正された学校教育法では、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(学校教育法第21条第5項)を規定しました。

また、令和2年(小学校)及び3年(中学校)から全面実施された学習指導要領では、第1章総則に「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂などの施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞などの学習活動を充実すること」と記されています。

さらに、令和6年2月に策定された「第3期 富山市教育振興基本計画」では、「読書活動の充実」において、「学校図書整備の継続・充実に取り組むこと」「学校司書の配置により、児童生徒が図書に親しむ機会の充実を図り、豊かな心や想像力、確かな知識などを育むこと」「本に親しみ、学校図書館を有効に利用するため、資料や図書の収集・分類、図書の貸し出し、読書案内、読み聞かせなどに携わる学校司書を配置し、学校図書館の役割や児童生徒への読書活動の支援方法について学校司書の専門性向上を図る研修を行うこと」が掲げられています。

これらを踏まえ、学校では、各教科などにおいて学校図書館を計画的に活用した教育活動を展開したり、教育活動全体を通じ、多様な読書活動を推進したりして、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実に努めます。

さらに、読書習慣の確立に当たっては、家庭の役割が大きいことから、学校、図書館、家庭、地域を通じた読書活動の充実を図ります。

1 読書指導の充実と読書習慣の形成

現状と課題

(1)授業を中心とした学校図書館の機能強化

学校では、国語科を中核とし、すべての教科などを通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど、多様な読書活動を推進しています。

また、司書教諭や学校司書と教職員が連携し、国語科で学習している作品や作者に関する図書コーナーや社会科などの学習に関する資料コーナーを設けるなど、子どもが積極的に学校図書館を利用できるよう指導の充実を図っています。

このように、学校図書館については、子どもたちが自ら学ぶ、学習・情報センターや読書センターとして機能するよう心がけています。

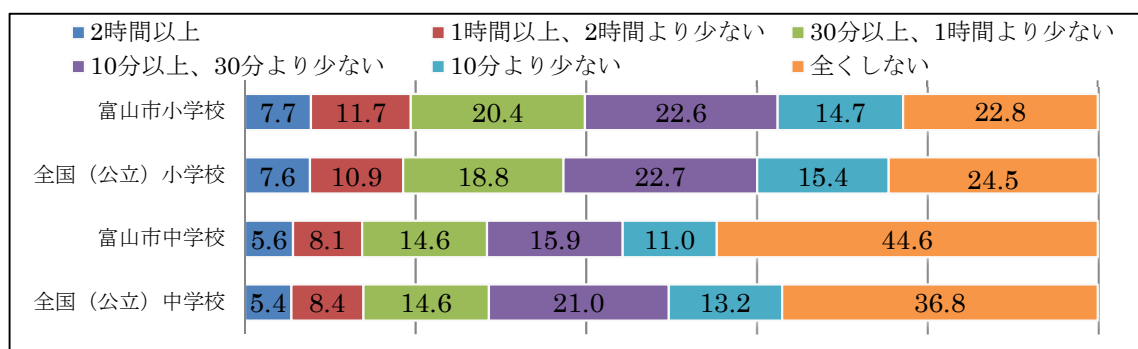
(2)読書の習慣づくり

多くの学校において読書タイムなどを設け、子どもが自ら興味のある本を選び、落ち着いて読書に取り組むことができる場を創出しています。このような場合は、本を読む機会が少ない子どもにとって、図書室で本を借りたり、親しんだりする機会となっています。

また、教科の学習と関連する内容の本を読む機会を設けたり、学校司書が季節に合った本を選定して読み聞かせをしたりするなど、読書への興味を広げる工夫をしている学校が多くあります。併せて、学級文庫を定期的に入れ替えたり、毎月の読書だよりの発行、親子読書活動の実施などを進めたりしながら、読書の習慣化に向けて継続的に取り組んでいる学校もあります。このような環境づくりは、日ごろ本を読むことが少ない子どもにとっても、様々な種類の本を目にしたり、図書室で本を借りるきっかけになったりもしています。

令和5年度に実施した「全国学力・学習状況調査」の「児童生徒質問紙調査」による読書の状況は次のとおりです。

「学校の授業時間以外に普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」



小学校において、学校の授業時間以外に普段(月～金曜日)、「全く読書をしていない」と回答した子どもの割合は全国に比べて低いものの、中学校では全国に比べて高い結果になっています。また、「普段、1日当たり30分以上読書をしている」子どもの割合は、小学校は、全国に比べて高くなっていますが、中学校においては、全国に比べてわずかに低くなっています。令和2年度と比べると、小・中学校ともに減少しています。

(3)全校一斉の読書活動

全校一斉読書活動実施状況

	R5年度
小学校	46校(71.9%)
中学校	8校(32%)

形態の違いはありますが、ほとんどの小・中学校において全校一斉の読書活動が実施され、定着しています。

また、令和5年度の小学校では約37%、中学校では約8%の学校が富山市学校評価システム(アクションプラン)の独自課題の一つとして「読書」を設定しています。

読書活動の時間を全校一斉に設定することにより、落ち着いて学校生活を送ることができるようになり、読書時間の確保にもつながっています。今後は、子どもが自分の興味や関心を生かしながら読書を楽しみ、読書習慣が身につくように、読む本の内容や読書の時間のもち方を

より充実していく必要があります。

(4)小中学校における図書委員会の活動

小中学校の図書委員会では、年間を通して様々な活動を行っています。

(活動例)

- ・ 図書の貸出、返却の受付を行う。
- ・ 朝活動の時間などに、低学年に絵本の読み聞かせを行う。
- ・ 給食時の学校放送や集会、図書館の掲示などを通して、新刊本やお薦めの本の紹介・ポップ製作、読書に関するアンケートやクイズなどを行う。(Chromebook の活用)
- ・ 各学年でよく読まれている本の紹介を行う。
- ・ 学校司書と共に、学級文庫の本を選ぶ。
- ・ 本や読書とふれ合うことができる集会や企画の計画・実施

このように、司書教諭や学校司書とともに、子ども自らが読書活動の推進を行うことにより、子どもにとって身近な図書館づくりを進めています。

今後の取組

(a) 教育活動全体で取り組む読書活動の推進

教育活動全体をとらえてすべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進します。子どもの実態をとらえながら、子ども同士がかかわり合い、互いの読書への興味や関心が広がるような場や取組みを設定していきます。

(b) 子ども一人一人における読書活動の充実

教員が、読むことを苦手な子どものために、特別支援教育指導用資料冊子『みんなで取り組む特別支援教育』を活用しながら、支援指導方法を工夫します。また、子どもの多様性に配慮した読書機会を確保していきます。

(c) 冊子『日本の言葉』^{※18}などの活用

音読や暗唱を通して、日本の言葉に対する感性をはぐくむことを目的として作成した冊子『日本の言葉』や読書の大切さを伝える『子どもを伸ばす家庭学習の手引き』『志と自立心をはぐくむ学びの羅針盤』を継続的に活用し、読書習慣の形成に努めます。

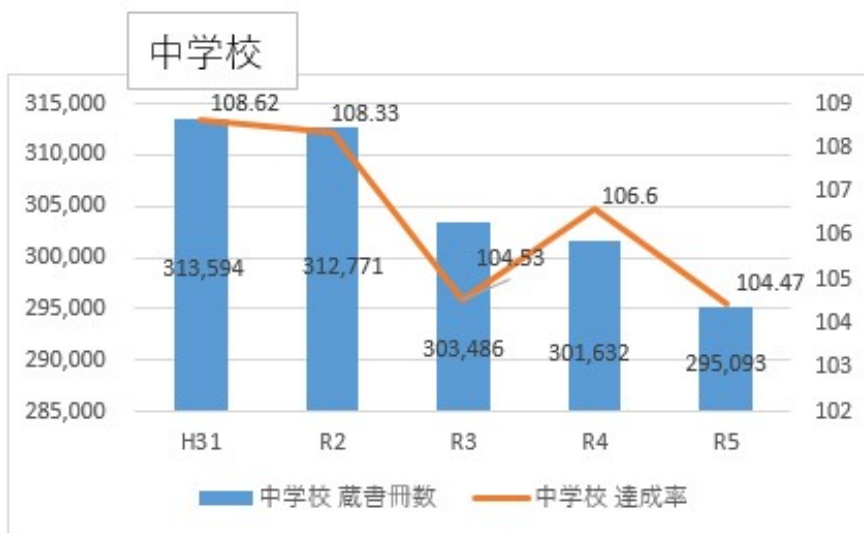
^{※18} 『日本の言葉』：小学校6年生の授業で使用するために、富山市教育委員会が特別許可を得て作成したもの。

2 学校図書館の環境整備

現状と課題

(1) 学校図書館蔵書数

蔵書冊数と「学校図書館図書標準」の達成率



本市では、計画的に図書の整備・充実を進めています。現在、文部科学省が定める「学校図書館図書標準^{※19}」による蔵書数に達しており、図書現有率は100%以上となっています。今後も計画的に図書の整備・充実を進めていきます。

(2) 蔵書管理システム(CASA)^{※20}の導入率

平成20年度よりすべての小・中学校でCASAによる電子管理を活用し、貸出・返却を行っています。それによって手続きの簡便化が図られると同時に、各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえられる蔵書の整備などにもつながっています。

※19 学校図書館図書標準：平成5年に設定された学校図書館図書整備の目標。

※20 CASA：Computer Assisted School Library Administratorの略。学校図書館資料管理システム。

※学校図書館と公立図書館の両機能を備えている小・中学校(岩瀬小学校、山田小学校、神通碧小学校、山田中学校、楡原中学校)は、市立図書館コンピュータシステムで管理しています。

(3)学校図書館の情報化

学校図書館にコンピュータが 1 台は整備されており、学校図書館の図書情報をデータベース化しています。また、実物投影機や一人 1 台端末による GoogleMeet など、ICT 機器を有効に活用するなど、読書環境の整備を進めています。

(4)学校司書による読書を推進する環境づくり

年度当初には、学校司書による図書館利用に関する指導、ガイダンス(オリエンテーションなど)や本の紹介、ブックリストの作成・展示、読み聞かせなどを通して、子どもが本と出会える機会を積極的につくっています。

また、子どもがたくさんの本の中から本を選ぶとき、学校司書が発達段階やその子どもの興味・関心に応じた図書の案内や助言を行ったり、相談にのり、他館から本を取り寄せたりします。

さらに、学校司書が中心となり、新刊図書の案内や季節に合った図書室の環境づくりを行うことで、子どもが利用したくなる楽しい図書室になるように工夫しています。

(5)環境の工夫

学校図書館施設について、読書スペースの整備が進められています。多くの子どもが行き交う廊下の掲示板などを利用して新刊図書を知らせたり、ワークスペースのような開放的な場所に本を置き、テーブルや椅子を用意して、子どもがその場で本を手に取り自由に読書ができるような環境を整えたりする学校も増えてきています。

今後の取組

(d) 蔵書の充実

学校図書の計画的整備・充実に取り組みます。

(e) 学校図書館の環境整備

子どもたちがくつろいで読書できるような読書スペースの整備や推薦図書、新刊図書の紹介コーナーを設けます。また、引き続き ICT 機器を活用した読書機会の工夫に努めていきます。

(f) 学校図書館間のネットワークづくり

各学校図書館の蔵書を円滑に相互活用するための、ネットワークづくりに努めます。

3 司書教諭・学校司書等の配置

現状と課題

(1)司書教諭の配置状況

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導などを行

うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っています。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規程に基づき、12学級以上の規模の小・中学校すべてに、司書教諭が配置されています。また、11学級以下でも司書教諭が配置されている学校があります。

(2) 学校司書の配置状況

平成18年度からは、すべての小・中学校に学校司書が配置されています。図書館が公立図書館と学校図書館の両機能を備えている学校(岩瀬小学校、山田小学校、神通碧小学校、山田中学校、楡原中学校)では、市立図書館の司書が学校司書を兼ねています。

学校司書の配置 (単位：校)

校種	年度	週5回以上	週4回	週3回	週2回	週1回	週0回	配置校/全体
小学校	R2年度	18	0	20	24	0	0	65/65
	R3年度	20	0	19	23	0	0	65/65
	R4年度	21	0	16	23	0	0	65/65
	R5年度	22	0	16	23	3	0	64/64
中学校	R2年度	2	0	13	9	0	0	26/26
	R3年度	2	0	13	9	0	0	26/26
	R4年度	2	0	14	7	0	0	25/25
	R5年度	2	0	14	7	0	0	25/25

※山田図書館・細入図書館・岩瀬分館は週7日開館しています。

(3) 学校司書の職務

本市では、学校司書の主な職務を、次のようにしています。

- ア. 図書館の利用に関すること
- イ. 図書の選書、登録、廃棄に関すること
- ウ. 読書活動の推進に関すること
- エ. 子ども、教職員の学習支援・レファレンス対応に関すること
- オ. その他学校図書館の運営に関すること

(4) 学校司書の配置日数

1週あたりの配置日数は、児童生徒数をもとに基準を設け、学校の規模に応じて小中学校とも週1回～5回、配置しています。

(5) 富山市学校司書研修

本市では、学校司書の資質向上のための研修を年間5回実施しています。

今後の取組

(g) 学校司書の配置等に関する研究

適切な学校図書館の運営を目指し、学校司書の配置、勤務時間の在り方について検討を進めていきます。

(h) 学校司書の資質向上

学校司書の研修会を実施し、学校司書の資質向上に努めます。

4. 関係機関との連携

現状と課題

(1) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

○ボランティアとの連携

ボランティアとの活動状況

	R 5 年度
小学校	34 校 1 分校(53.1%)
中学校	0 校

読み聞かせなど、保護者や地域住民によるボランティアと連携し、読書活動の推進に取り組む小学校が 53.1%ありますが、中学校ではボランティアの活動はない状況です。

多様な経験を有する地域の人材の協力を得ていくことにより、子どもの読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能になります。

○家庭との連携

学校では、長期休業中や学期ごとの強化週間、週末などの機会をとらえて家庭読書を勧めています。小学校低学年においては、家庭学習の一環として、読書活動を取り入れている学校もあり、読書活動を通して、親子のふれあいを深めるとともに、読書習慣の定着を図ります。

(2) 公立図書館との連携

令和 5 年度は、小学校 95%、中学校 16%の学校で公立図書館との連携を実施しています。内容としては、公立図書館資料の学校への貸出が最も多くなっています。また、小学校 2 年生が、学校近辺の公立図書館に出向き、図書館の利用の仕方を学んだり、本の楽しさを体験したりしています。学校を訪問した図書館司書から小学校 1・2 年生が、おはなしや本の紹介を聴くこともあります。

小学校 11 校に、自動車文庫が定期的に巡回しており、本の貸出を受けています。

今後の取組

(i) 図書館の積極的な利用

公立図書館(本館・地域館・分館・自動車文庫)と連携し、積極的な利用・活用に努めます。

[資料編]

富山市子ども読書活動推進における現況調査

【図書館】（令和 5 年度）

所蔵冊数	児童図書 301,084 冊
年間図書費	13,710 千円

1 おはなし会

事業名	回数	参加人数	内容
幼児のための子ども会	191 回	817 人	富山地区分館とこども図書館で実施している、2 歳から 3 歳児対象の絵本の読み聞かせ
定例おはなし会 ※R7.1～名称変更	351 回	2,470 人	地域館と富山地区分館で定期的に行っているおはなし会
おはなしワールド	38 回	1,144 人	「子ども読書の日」に市内の幼稚園・保育所・認定こども園を図書館に招待し、読み聞かせを実施（地域館・富山地区分館開催分）
園招待	90 回	1,960 人	幼稚園・保育所・認定こども園などの園児を図書館に招待し、読み聞かせを実施
幼稚園・保育所定期巡回	129 回	4,986 人	自動車文庫が園で貸出を実施

2 図書館利用指導

学級招待	33 校 77 学級	2,065 人	小学 2 年生を対象にした図書館利用指導
学校訪問	46 校 191 学級	5,098 人	学級招待と連携した継続的な読書普及活動

3 団体貸出

子ども文庫	2 ヲ所	158 冊	地域で活動している子ども文庫へ貸出
-------	------	-------	-------------------

4 学校との連携

学校図書館へ団体貸出	41 校	3,079 冊	学校図書館へのレファレンスの資料支援
社会に学ぶ「14 歳の挑戦」	15 校	31 人	市内の中学 2 年生対象の職場体験の実施

5 家庭、幼稚園・保育所・認定こども園など、児童館との連携

出前講座（絵本の楽しみ）	4 回	215 人	地域団体へ講師派遣
親子サークル	18 回	270 人	保育所主催事業へ講師派遣
その他の講師派遣	4 回	93 人	児童館など主催事業、社会福祉協議会などへ講師派遣

6 広報活動

ブックリスト「ビーだま」	年 1 回	「えほん版」「小学校 1・2 年生版」「小学校 3・4 年生版」「小学校 5・6 年生版」「中学生版」の対象別リストの作成
こども版としゃかんだより「わくわく本だな」	年 11 回	新刊図書、総合的な学習に役立つ本など紹介

7 富山市立図書館交流行事運営委員会主催事業

0・1・2 ポケット	21 回	481 人	本館で毎月第一・三日曜日に実施している、0～2 歳を対象としたおはなし会
おはなしポケット	23 回	428 人	本館で土曜日に実施している、3 歳以上を対象としたおはなし会
おはなし会	12 回	195 人	本館で実施している 5 歳以上を対象としたおはなし会
おはなしワールド	6 回	232 人	「子ども読書の日」に市内の保育所や幼稚園を訪問し、読み聞かせを実施
その他おはなし会	3 回	160 人	ぬいぐるみのおとまり会、小学生のためのおはなし会など、不定期で実施するおはなし会
ワークショップ	4 回	223 人	絵本や影絵制作のワークショップなど
子ども司書養成講座	6 回	42 人	司書の仕事を体験する講座
その他イベント	22 回	2,649 人	絵本作家による絵本ライブ、音楽と絵本の読み聞かせのコラボレーションイベントなど

8 展示会

富山市 PTA 連絡協議会主催の展示	年 1 回	PTA 連絡協議会「良書をすすめる会」が主催の展示会
ミニ展示	毎月 1 回	各図書館で、月ごとにテーマを決めて実施

【公立保育所】（令和 6 年 6 月調査）

所蔵冊数	絵本 19,871 冊 紙芝居 11,399 冊 （33 カ所）
年間図書費	367 千円
年間購入冊数	絵本 348 冊
読み聞かせ活動	・保育士による読み聞かせ ・図書館司書やボランティアによる読み聞かせ ・親子での読み聞かせ
環境面の工夫	・本に親しめるよう絵本コーナーを設置 ・発達に応じた絵本の提供 ・定期的な推薦図書の紹介や季節や子どもの興味に応じた絵本展示 ・家庭への絵本の貸出 ・子ども向け月刊誌の個人購読
図書館の利用	・定期的に園招待（図書館を訪問し、本を借りること）を利用 ・自動車文庫の利用 ・親子サークルや出前講座（「絵本を楽しむ」）の講師派遣を利用 ・図書館で開催されるおはなしワールドに参加 ・施設での読み聞かせのために、図書や大型絵本を借りて利用

【公立幼・認定こども園】（令和 6 年 6 月調査）

所蔵冊数	絵本 6,422 冊 紙芝居 1,991 冊 （5 カ所）
年間図書費	145 千円
年間購入冊数	69 冊

読み聞かせ活動	・幼稚園教諭、保育教諭による読み聞かせ ・保護者やボランティアによる読み聞かせ
環境面の工夫	・本に親しめるよう絵本コーナーを設置 ・発達に応じた絵本の提供 ・子ども向け月刊誌の個人購読
図書館の利用	・自動車文庫の利用

【私立認定こども園】(令和6年6月調査)

所蔵冊数	絵本 63,820 冊 紙芝居 18,199 冊 (72 ヲ所)
年間図書費	4,470 千円
年間購入冊数	絵本 3,679 冊
読み聞かせ活動	・保育教諭による読み聞かせ ・ボランティアによる読み聞かせ ・親子での読み聞かせ
環境面の工夫	・本に親しめるよう絵本コーナーを設置 ・発達に応じた絵本の提供や推薦図書の紹介 ・家庭への絵本の貸出 ・子ども向け月刊誌の個人購読
図書館の利用	・定期的に園招待(図書館を訪問し、本を借りること)を利用 ・自動車文庫の利用

【地域型保育事業】(令和6年6月調査)

所蔵冊数	絵本 839 冊 紙芝居 282 冊 (11 ヲ所)
年間図書費	176 千円
年間購入冊数	155 冊
読み聞かせ活動	・保育士による読み聞かせ
環境面の工夫	・本に親しめるよう絵本コーナーを設置 ・発達に応じた絵本の提供
図書館の利用	・定期的に園招待(図書館を訪問し、本を借りること)を利用 ・施設での読み聞かせのために、図書や大型絵本を借りて利用

【私立幼稚園】(令和6年6月調査)

所蔵冊数	絵本 5,307 冊 紙芝居 1,476 冊 (5 ヲ所)
年間図書費	190 千円
年間購入冊数	126 冊
読み聞かせ活動	・幼稚園教諭による読み聞かせ ・親子での読み聞かせ
環境面の工夫	・本に親しめるよう絵本コーナーを設置 ・発達に応じた絵本の提供 ・子ども向け月刊誌の個人購読
図書館の利用	・施設での読み聞かせのために、図書や大型絵本を借りて利用

【児童館】(令和 6 年 3 月調査)

所蔵冊数	紙芝居 711 冊 (13 ヶ所)
年間図書費	348 千円
年間購入冊数	280 冊
読み聞かせ活動	・職員による読み聞かせ ・保護者やボランティアによる読み聞かせ ・講師による読み聞かせ
環境面の工夫	・陳列方法の工夫 (おすすめの本・人気の本の置き方、年齢別に置く、季節の本を置く、子どもの視線の高さに置く、新刊コーナーの作成及び紹介など) ・読書空間の工夫 (ソファや机・ベンチの配置、装飾など) ・登場人物の人形や、実際に体験できるもの (折り紙やあやとり) を近くに置く ・対象年齢がわかりやすいように張り紙をする ・定期的な本の入れ替え ・アンケートの実施
図書館の利用	・親子サークルや出前講座 (「絵本を楽しむ」) の講師派遣を利用 ・施設での読み聞かせのために、図書や大型絵本を借りて利用

【保健福祉センター】(令和 6 年 7 月調査)

所蔵冊数	絵本：約 596 冊、紙芝居：約 26 冊 (7 ヶ所)
年間図書費	0 円
年間購入冊数	—
読み聞かせ活動	・仲間づくりの赤ちゃん教室やベビーフェスティバルにおいて、図書館司書や地域のボランティアによる絵本の紹介や読み聞かせを実施
環境面の工夫	・保健福祉センターの健診会場に絵本コーナーを設置 ・保健推進員連絡協議会が、仲間づくりの赤ちゃん教室などで複数の親子に読み聞かせを行うため、大型絵本・紙芝居を準備
図書館の利用	・仲間づくりの赤ちゃん教室に司書の講師派遣を依頼

【小・中学校】(令和 5 年 7 月調査)

所蔵冊数	小学校 547,535 冊 中学校 295,093 冊 *令和 5 年度
年間図書費	小学校 18,349 千円 中学校 10,190 千円 *令和 5 年度予算
年間購入冊数	小学校 11,051 冊 中学校 5,579 冊 *令和 5 年度
環境面の工夫	学校司書(1 日 5 時間勤務) ・週 5 日 24 校 ・週 4 日 0 校 ・週 3 日 30 校 ・週 2 日 30 校 ・週 1 日 0 校 ※岩瀬小学校、山田小学校、神通碧小学校、山田中学校、楡原中学校は学校図書館と公立図書館の両機能を備えているため数に入っていない。 CASA(図書館管理システム) 全校導入 小学校 62 校 中学校 24 校 1 分校 ※岩瀬小学校、山田小学校、神通碧小学校、山田中学校、楡原中学校は、市立図書館コンピュータシステムで管理

	全校一斉読書の実施 小学校 46 校 中学校 8 校 ボランティアとの連携 小学校 34 校 中学校 0 校 「学校図書館図書標準」の達成状況 小学校 106.62% 中学校 104.47%
--	---

【その他の団体・企業の主な活動内容】(令和 6 年 3 月調査)

子ども文庫	・市内 2 ヶ所で開催 ・市立図書館より随時団体貸出
読書支援ボランティアグループ	図書館と連携しているボランティアグループ (富山地区) 富山市立図書館よみきかせの会 会員 33 名 富山おはなしの会 会員 6 名 (大山地区) 大山おはなしの会 会員 26 名 (八尾地区) 八尾おはなしの会 会員 7 名 (婦中地区) 婦中図書館おはなしボランティアトマトの会 会員 15 名
富山市 PTA 連絡協議会 「良書をすすめる会」	・「おもしろい本みつけたよ」発行(平成 10 年より発行、市内全小中学生に配布) ・「おもしろい本みつけたよ」発行にあわせて掲載図書を図書館本館で展示(平成 18 年より) ・地元新聞で推薦図書の紹介(平成 16 年より毎週日曜日掲載) ・地元新聞で推薦した図書を図書館本館で展示(平成 18 年より)
医療関係	院内学級 1. 市民病院 市立図書館の自動車文庫から保育室へ団体貸出(月 1 回)。 児童は堀川小学校に在籍し、必要があれば、院内学習担当の教諭が学校図書室や市立図書館から借りる 2. 県立中央病院 児童は東部小学校に在籍 3. 日本赤十字病院 児童は芝園小学校に在籍 4. 富山大学附属病院 児童は古沢小学校、生徒は呉羽中学校に在籍 5. 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 児童は針原小学校、生徒は北部中学校に在籍
書店	・店頭での読み聞かせの実施 ・学校図書館用の見本図書・図書選定資料を持って各学校を訪問 ・各出版社の「えほんガイド」の無料配布 ・年代別の絵本コーナーの設置 ・朝読書、家(うち)読書推薦図書コーナーの設置 ・絵本作家によるサイン会

参考 国・県・富山市の子ども読書活動推進計画に関する動き

	国	富山県	富山市
平成 13 年 12 月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行		
平成 14 年 8 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定		
平成 15 年 12 月		「富山県子ども読書活動推進計画」の策定・公表	
平成 16 年 10 月			「富山市子ども読書活動推進計画」の策定・公表
平成 17 年 7 月	「文字・活字文化振興法」の公布・施行		
平成 18 年 12 月	「教育基本法」の改正		
平成 19 年 6 月	「学校教育法」の改正		
平成 20 年 3 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)」の閣議決定		
平成 20 年 6 月	図書館法の改正		
平成 21 年 3 月		「富山県子ども読書活動推進計画(第二次)」の策定・公表	
平成 21 年 10 月			「富山市子ども読書活動推進計画(第二次)」の策定・公表
平成 22 年	「国民読書年」の取組	「すすめたい ふるさと とやま 100 冊の本」	
平成 23 年～24 年	新学習指導要領の実施 小学校 23 年～ 中学校 24 年～		
平成 24 年 6 月		「新・元気とやま創造計画」公表	
平成 25 年 3 月			CiC ビルに「とやまこどもプラザ」が開館
平成 25 年 5 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)」の閣議決定		
平成 25 年 9 月		「富山県教育振興基本計画」の策定	
平成 26 年 2 月			「富山市教育振興基本計画」の策定
平成 26 年 3 月		「富山県子ども読書活動推進計画(第三次)」の策定・公表	
平成 27 年 3 月			「富山市子ども読書活動推進計画(第三次)」の策定・公表
平成 27 年 8 月			TOYAMA キラリ内に本館が移転
平成 29 年 4 月		「新富山県教育復興基本計画」策定・公表	
平成 30 年 3 月		「元気とやま創造計画」策定・公表	
平成 30 年 4 月	・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」の閣議決定 ・新学習指導要領の実施(幼稚園)		
平成 31 年 2 月			「富山市教育大綱」策定・公表 「第 2 期 富山市教育振興基本計画」策定・公表
平成 31 年 4 月	「学校教育法」の改正	「富山県子ども読書活動推進計画(第四次)」の策定・公表	
令和元年 6 月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の制定		

	国	富山県	富山市
令和2年3月			「富山市子ども読書活動推進計画(第四次)」の策定・公表
令和4年1月	第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定。		
令和4年3月		「第3期富山県教育振興基本計画」の策定。 「第2期富山県SDGs未来都市計画」の策定。	
令和5年3月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次)」の閣議決定。	「富山県学校教育情報化推進計画」の策定。	「第2期富山市教育振興基本計画」策定・公表
令和6年2月			「第3期富山市教育大綱」の策定・公表
令和6年3月	「教育基本法」の改正	「富山県子ども読書活動推進計画(第五次)」の策定・公表	「第3期富山市教育振興基本計画」の策定・公表
令和7年3月			「富山市子ども読書活動推進計画(第五次)」の策定・公表

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号 平成13年12月12日公布）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健全な成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健全な成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

富山市子ども読書活動推進計画(第五次)策定の経過

令和 6 年

11 月 7 日 「第 1 回 富山市子ども読書活動推進計画(第五次)懇話会」の開催

11 月 20 日～12 月 5 日 パブリックコメント募集

件 数： 2 通

要望項目：公立図書館関係 2 項目

令和 7 年

1 月 16 日 「第 2 回 富山市子ども読書活動推進計画(第五次)懇話会」の開催

2 月 教育委員会定例会に報告

3 月 総務文教委員会に報告

公表

富山市子ども読書活動推進計画(第五次)懇話会 名簿

【委 員】

氏名	職名など
生田 美秋	高志の国文学館事業部長(絵本学会元理事)
内山 貴代	富山市PTA連絡協議会特別委員会 「良書をすすめる会」副代表
楞川 幸子	富山市立古沢小学校 校長
作道 正也	富山市立興南中学校 校長
中林 啓子	富山市立水橋幼稚園 園長
松崎 訓子	ボランティア 富山市立図書館よみきかせの会代表

(計 6 名 敬称略 五十音順)

富山市子ども読書活動推進計画(第五次)

発行年月 令和 7 年 3 月

発 行 富山市教育委員会

編 集 富山市立図書館

〒930-0062 富山市西町 5 番 1 号

TEL076-461-3200